

令和8年度 四日市市会計年度任用職員（フルタイム）

〔介護認定調査員〕 採用試験要項

1 募集職種及び採用予定人数

- (1) 募集職種 会計年度任用職員（フルタイム）〔介護認定調査員〕
(2) 採用予定人数 3名程度

2 採用予定日 令和8年4月1日

3 受験資格 次の要件をすべて満たす人が受験できます。

- (1) 昭和40年4月2日以降生まれの人で、①～④のいずれかに該当する人
①介護支援専門員の資格を有する人
②保健師の資格を有する人
③看護師の資格を有する人
④社会福祉士の資格を有する人
⑤介護福祉士の資格を有する人
(2) 普通自動車運転免許証を有し、免許取得後1年を経過した人
(3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
(4) 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する人

4 主な業務

介護保険における要介護認定調査の実施（常時公用自動車の運転を伴います）
調査に関する業務

5 試験日及び試験会場

試験日	令和8年2月8日（日） 午前9時から	
会場	四日市市役所北館（四日市市役所北側）2階 介護保険認定調査室	

6 試験内容

試験科目	試験時間	内 容
事務能力基礎試験 (択一式)	50分	国語（日本語）能力、数的処理能力
適性検査	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。
面接試験	概ね15分	人物及び職務に対する適応性等について総合評価

※鉛筆（B又はH B）数本と消しゴム等の筆記用具を持参してください。

7 合格発表 令和8年2月中下旬頃 郵便にて本人に通知
※合格者には、所定の期間内に健康診断を受診していただきます。

8 受験手続

(1) 提出書類

①受験申込書 1部 〔市規定用紙。3箇月以内に撮影の上半身・脱帽の写真（たて40mm×よこ30mm）を貼りつけること。〕

※学歴・職歴欄については、学部学科名等まで記載し、卒業、中退等を明示してください。

②受験票 1部 〔市規定用紙。受験申込書と同一の写真を貼り、受験申込書から切り離さないこと。〕

③封筒（長型3号） 2通 〔受験票、試験結果送付用。2部とも宛名を明記した上110円切手を貼ること。〕

④証明書など

【介護支援専門員の資格を有する人】 介護支援専門員登録証明書（コピー） 1部

【保健師の資格を有する人】 保健師免許証（コピー） 1部

【看護師の資格を有する人】 看護師免許証（コピー） 1部

【社会福祉士の資格を有する人】 社会福祉士登録証（コピー） 1部

【介護福祉士の資格を有する人】 介護福祉士登録証（コピー） 1部

⑤在留資格を証明する書類（住民票など） 1部（外国籍の人のみ）

※受験に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、提出書類については返却しません。

(2) 提出先

四日市市健康福祉部 介護保険課 認定審査係

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所3階

(3) 受付期間

令和7年12月18日（木）～令和8年1月27日（火）〔当日必着〕

※郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書してください。

介護保険課に直接持参いただく場合は、祝・休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

9 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

(1) 期間 合格発表日から1ヶ月間

(2) 場所 四日市市健康福祉部介護保険課（四日市市役所3階）

(3) 請求方法 受験者本人が、受験票又は本人確認書類（運転免許証等）を持参の上直接申し出る。

10 受験についての問い合わせ先

四日市市健康福祉部 介護保険課 認定審査係 TEL 059-354-8427

1.1 勤務条件（令和8年4月予定）

（1）初任給 226,066円（金額は地域手当（9%）を含む）

◇前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。（前職とは、介護認定調査員、介護支援専門員、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士のいずれかになります）

◇諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当（4・6月分）、退職手当などが支給されます。

◇民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

【前歴換算の例】

介護支援専門員または社会福祉士として、5年間の実務経験がある

初任給 232,824円（金額は地域手当（9%）を含む）

↓

3年目の給料 239,800円「予定」（金額は地域手当（9%）を含む）

年収約 398万円（賞与込み）「予定」に加え 時間外勤務手当、通勤手当が支給されます

（2）勤務場所

◇四日市市役所 介護保険課（四日市市諏訪町1番5号）

（3）勤務時間等

◇1週あたり38.75時間

原則として祝祭日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分。

（4）休暇

◇年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。

◇その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。

（5）任用期間及び再度の任用

◇採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。（令和9年3月31日）

（勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和11年3月31日まで）

（その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和13年3月31日まで。なお、受験年度末年齢が60歳の人は、63歳を超えての選考による再度の任用はありません。）

介護認定調査員の一日

介護保険課にて朝の朝礼

↓

公用車にて調査に出発

↓

自宅や介護施設、病院等を訪問して、介護認定調査を実施

(1日に2件または3件程度)

↓

帰着後、調査票と特記事項を作成

介護認定調査員の業務について

介護認定調査は、介護保険制度の根幹を支える重要な業務です。調査対象者の心身の状態を調査基準に従って調査票に正確に落とし込み、要介護認定を行う介護認定審査会につなげていく業務です。責任はもちろん重大ですが、やりがいも非常に大きいものがあります。

- ・調査に使用するための公用車を貸与します。
- ・採用後約1か月は研修期間となります。（認定調査基準研修、調査員との同行研修他）

【参考】地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者